

平成 29 年 11 月 21 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
福祉担当理事 峰野 元明

厚生労働省「臨時福祉給付金（経済対策分）」に係る
ポスター・チラシの撤去のお願い

標記の件につきまして、神奈川県医師会より通知がありましたので、お知らせ致します。

神奈川県医師会
理事 玉城 嘉和

厚生労働省「臨時福祉給付金（経済対策分）」に係る
ポスター・チラシの撤去のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成 29 年 10 月 25 日付年税第 50 号をもって、別添のとおり日本医師会より通知がまいりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

事務担当：総務課 布川

電話 045-241-7000

FAX 045-241-1464

E-MAIL e-nunokawa@kanagawa.med.or.jp

年税第 50 号
平成 29 年 10 月 25 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村



厚生労働省「臨時福祉給付金（経済対策分）」に係る
ポスター・チラシの撤去のお願い

今般、平成 29 年 2 月 16 日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「厚生労働省『年金制度』及び『臨時福祉給付金（経済対策分）』に係るリーフレット・ポスターの設置及び掲示等について」（年税第 76 号）で、貴会会員の先生方の診療所等の待合室へ設置等の協力をお願いした「臨時福祉給付金（経済対策分）」のポスター・チラシにつきまして、厚生労働省より、別添の通り、市町村で申請書の受付期間が終了したことから、撤去の協力依頼がありました。

つきましては、「臨時福祉給付金（経済対策分）」のポスター・チラシにつきまして、適宜、撤去していただきますよう、貴会会員への周知方お願い申し上げます。

なお、「臨時福祉給付金（経済対策分）」のポスター・チラシと一緒に、設置等の協力をお願いいたしました「年金ニュース第 2 号」リーフレットにつきましては、残数がある場合は、引き続き設置にご協力をお願いいたします。

[添付資料]

- 臨時福祉給付金（経済対策分）の周知・広報のご協力に対する御礼とお願い（日本医師会宛添書、厚生労働省社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室）
- 厚生労働省「本年度実施分：臨時福祉給付金（経済対策分）」
- 厚生労働省「過去に実施した臨時福祉給付金」
- 厚生労働省「年金ニュース第 2 号」



平成29年10月24日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

臨時福祉給付金（経済対策分）の周知・広報のご協力に対する御礼とお願い

「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」の広報につきましては、平成26年度の事業開始以降、多大なるご理解及びご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ご協力をいただきましたおかげで、本年度に実施しております、臨時福祉給付金（経済対策分）につきましては、ほとんどの市町村において申請受付が終了し、本年8月末時点では1,996万人の方に支給することができました。

そこで、お願いでございますが、臨時福祉給付金（経済対策分）の周知・広報のためにポスター、チラシの設置のお願いをさせていただきました際には、市町村の申請受付期間との関係から3月頃から6月頃までのご対応をお願いさせていただきましたので、既にポスター、チラシを撤去していただいているものと存じますが、ほとんどの市町村で申請書の受付期間が終了しましたので、住民の方が誤認することを防止する観点から、今一度ご確認ください。これまで実施してきた臨時福祉給付金も含め、ポスター、チラシが設置されておりましたら、御面倒をお掛けいたしますが、適宜、撤去していただきますようお願いいたします。

「臨時福祉給付金（経済対策分）」のポスター及びチラシの例を添付いたしますので、ご参照ください。（過去に実施した臨時福祉給付金の例も、ご参考まで添付いたします。）

なお、臨時福祉給付金のポスター・チラシと一緒に送りさせていただきました「年金ニュース（第2号）」につきましては、年金制度の理解促進のため、残数がある場合は、引き続き設置に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

御多忙の折、お手数ではありますが、貴会会員の皆様に対して周知いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

【連絡先】厚生労働省 代表電話 03-5253-1111

（臨時福祉給付金に関する照会先）

簡素な給付措置支給業務室 磯貝、榎本 内線 2129、2133

（年金ニュースに関する照会先）

年金局事業管理課給付事業室 浅岡 内線 3655

【本年度実施分：臨時福祉給付金（経済対策分）】

ポスター・チラシ（表面）

確認じゃ! 給付金。

**臨時福祉給付金
（経済対策分）**

1人につき1万5千円

支給対象者
平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。



申請書を確認じゃ!

- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

0570-037-192

「臨時福祉給付金」をもらう
振り込め詐欺、個人情報情報の詐取にご注意ください。

三つ折りチラシ

申請方法

- 臨時福祉給付金（経済対策分）を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日時点で住居がある市町村です。
(平成28年以降に転居している方は、転居先市町村にお住まいの市町村が申請先となります。)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ(「カクニシティ」で検索)をご確認ください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、厚生労働省給付金専用ダイヤル、
0570-037-192
(0時～18時
土日祝も対応、ただし、12月18日(月)は平日のみ。)

また「申請先の市町村」へお問い合わせください。



「臨時福祉給付金」をもらう
“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

確認じゃ! 給付金。

**臨時福祉給付金
（経済対策分）**

1人につき1万5千円

支給対象者
平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方



0570-037-192

「臨時福祉給付金」をもらう
振り込め詐欺、個人情報情報の詐取にご注意ください。

【過去に実施した臨時福祉給付金】

○平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金

確認じゃ! 2つの給付金。

平成28年度
臨時福祉給付金
1人につき3万円

支給対象者
平成28年度の世帯世帯主が65歳以上の
世帯主の世帯主かつ平成28年度中に
世帯主として世帯を構成する世帯主です。

障害・遺族年金
支給者向け給付金
1人につき3万円

支給対象者
平成28年度中に障害年金受給者か
遺族年金受給者の世帯主として世帯を
構成する世帯主です。

0570-037-192

① 「障がい者給付金」や「遺族年金給付金」には注意してください。

○高齢者向け給付金

一億総活躍社会の実現に向け、
現金引上げの効果が及びにくい高齢者の方を支援します。

**確認じゃ!
高齢者向け給付金。**

- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成27年)1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

高齢者向け給付金
1人につき3万円

支給対象者
平成27年度国府県高齢者福祉費の
支給対象者のうち、世帯主として世帯を
構成する世帯主は、1人につき3万円

0570-037-192

① 「障がい者給付金」や「遺族年金給付金」には注意してください。

【年金ニュース第2号】

年金制度に加入していなくても
資格期間に加入することができる期間があります



国民年金に加入していない方や、パート・アルバイトの期間、海外に滞在していた期間など、資格期間にカウントできる期間があります。

合算対象期間（「カラ期間」といいます）

合算対象期間（カラ期間）は、過去に国民年金に加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません）

具体的には、昭和61年3月以前は、サラリーマンの配偶者だった期間、平成3年3月以前は、学生だった期間、海外に滞在していた期間、未婚で年金の支給対象となっていた期間などが合算対象期間（カラ期間）となり、これを「資格期間」にカウントすると、年金が受給できる可能性があります。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

ご自身の年金記録を確認することで
年金を受けとれる場合があります

持ち主のわからない年金記録（いわゆる「未納金記録」）につきましては、これまで「ねんさん特別便」や「ねんさん定期便」などにより、年金記録のご確認をお進みしてまいりました。

しかし、持ち主が確認できない記録が、今なお約2000万件残っています。この中にご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

特に、「ご自身の家族が旧厚生年金や旧国民年金の方」と本来とは異なる年月日やお名前でご届出された可能性がある方は、年金申請書へ「届出ください」とい、届出の年金記録をもつてご確認ください。

▶ 年金記録は、「ねんさんネット」で簡単に確認することができます

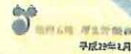


0570-058-555

不審な電話や訪問があった場合は
日本年金機構や年金事務所からの電話と異なり、現金を渡したり、銀行口座振替を促すなどの、不審な電話や訪問にご注意ください。
「新しいねん」といふように、口座番号や個人情報を盗んだり、年金を盗んだり、振り込みを促すなど、近頃の年金事務所または営業所へお伺いの際はご注意ください。

年金 ニュース

第2号

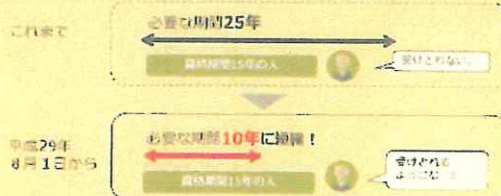


新たに年金を受けとれる方が増えます。
年金額を増やすこともできます。

- 年金を受けとるために必要な納付期間が25年から10年に減りました
- 50歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼって納めることで、年金額を増やせます
- ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

ご不明な点や年金申請書への相談の予約は「ねんさんダイヤル」へ
0570-05-1165
お電話による相談が受けられる場合はTEL 03-6700-1165

資格期間が10年以上となれば
年金を受けとれるようになりました



「資格期間」とは？

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間（国民年金を納めなかった期間や国民年金への加入期間）
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加入することができる期間（「カラ期間」とも呼ばれる合算対象期間）です（パート・アルバイト期間など）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。
注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。
40年間の保険料を納付された方は、満額を受けとれます。
（10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります）

対象となる方は手続きが重要です。
新たに年金を受けとれるようになる。資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。（※FAXでも可）
お手元に届きましたら、「ねんさんダイヤル」で予約の上、手続きを！

受付開始日	受付期間	年金請求書の受付期間
1	2月27日～3月1日	次月15日～4月22日～4月22日～4月22日
2	3月1日～3月31日	同月17日～4月22日～4月22日～4月22日
3	4月1日～4月31日	同月13日～4月22日～4月22日～4月22日
4	5月1日～5月31日	同月16日～4月22日～4月22日～4月22日
5	6月1日～6月31日	同月13日～4月22日～4月22日～4月22日
6	7月1日～7月31日	次月15日～4月22日～4月22日～4月22日

※1. 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間、サラリーマンの期間（国民年金を納めなかった期間や国民年金への加入期間）など、年金記録にカウントできる期間があります。

今から保険料を納めて
年金額を増やすこともできます

新たに保険料を納付すると、年金を受けとれるようになり、年金額が増えます。

60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）
希望される方は、50歳から65歳までの5年間で、国民年金保険料を納めることで65歳から受給できる国民年金の額を増やすことができます。
また、資格期間が10年以上満たない方は、最低70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受けとれるようになります。
ご利用いただける方（次の1～4のすべてに該当する方です）
1. 日本国内に住所を有する65歳以上69歳未満の方（年金の受給資格期間を有していない場合は70歳未満の方まで）
2. 若年納付年金の納付に支障を受けていない方
3. 20歳以上65歳未満までの国民年金納付期間が180日（10年）未満の方
4. 国民年金に任意加入していない方
※1. 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間、サラリーマンの期間（国民年金を納めなかった期間や国民年金への加入期間）など、年金記録にカウントできる期間があります。

過去5年間に納め忘れた保険料を納めることができます（後納制度）
過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申し込めばより、保険料を納めることができます（平成30年9月まで）。保険料を納めることで、年金を受けとれるようになり、年金額が増えます。
ご利用いただける方（次の1～4のいずれかに該当する方です）
1. 5年以内に保険料を納められた期間がある方（「資格期間」中の保険料も同様です）
2. 5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の期間となる期間は2年以内です）
3. 納付した保険料の納付期間が10年未満の方

専業主婦（主夫）の届け出済みの期間のお届け（特定期間換出制度）
例えば、会社員の夫が退職したときや、妻の年金が得えと夫の退職後従属扶養期間から外れたときなどには、国民年金を3号から1号に以降が可です。過去に2年以上専業主婦（主夫）であったことがある方は、届出された期間の保険料が納付対象期間になります。
【特定期間換出】の手続きをすることで、年金を受けとれる額を増やしたり、年金額を増やすことができます。納付できる期間は平成30年3月までです。

国民年金のお手続きなどに関しては「ねんさんダイヤル」へ
0570-003-004
お電話による相談が受けられる場合はTEL 03-6430-2525